

## 第 1 号議案

### 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び島本町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和 6 年 1 月 2 9 日 提出

島本町議会議長 清水 貞治

大阪府北部地区議長会議員研修会

- (1) 目的 議員活動に資する外部専門知識修養のため
- (2) 研修内容 議会におけるハラスメント防止
- (3) 派遣場所 大阪府大阪市（シティプラザ大阪）
- (4) 期間 令和 6 年 1 月 3 0 日
- (5) 派遣議員 川嶋議員、野口議員、山口議員、中嶋議員、  
大久保議員、福嶋議員、長谷川議員、中田議員、  
東田議員、平井議員、伊集院議員、清水議員、  
戸田議員、永山議員

